

学校家族休暇を 取得する前に ご確認ください



申請期限・対象外日・安全面を確認して、計画的にご利用ください。

1



申請は取得希望日の7日前まで（厳守！！）

申請書に必要事項を記入し、保護者より、7日前までには、担任へ事前に連絡し、申請書の提出をしてください。

※申請書等はHP左メニュー下のバーナーをクリックし確認してください

2



取得できるのは年度内3日まで

1日単位で取得でき、
連続・分散どちらも可能です。

3



取得できない日があります

入学生・卒業式・始業式・体育祭・修学旅行、テスト日、
学級・学年・学校全体の行事等、その他学校が定める日。
事前に学校へご確認ください。

4



子どもだけの活動を目的とした 利用はできません

家族で過ごす時間を確保するための制度です。
保護者の責任のもと、安全を確保してください。

5



補習はありません

休暇中の授業内容や課題は、
各ご家庭の判断で補ってください。

6



けがや事故は学校の保険の対象外です

学校管理外となるため、
日本スポーツ振興センター災害給付の
対象にはなりません。



宜野湾市

宜野湾市 学校家族休暇制度

2026年9月から実施